**静岡県精神保健福祉協会推薦要領**

　静岡県精神保健福祉協会表彰規程（以下「表彰規程」という。）第11条に基づき、推薦要領を下記のとおり定める。

**1　推薦基準**

**（1）永年勤続功労表彰について**

　　 表彰規程第3条に規定する永年勤続功労表彰の候補は、次に掲げる病院等又は業務に現に勤務し、又は従事している者（非常勤の職員を除く。）であって、これら勤務又は従事した期間を通じて15年を超え、かつその功績が顕著であるものとする。

　　　 　ア　県内の精神科の病院若しくは診療所又は障害福祉サービス事業所など

　 　　　イ　県内において行われる精神保健・医療・福祉に関する業務(以下｢精神保 健福祉関係事業｣という。)

**（2）特別功労表彰について**

　　　　表彰規程第4条に規定する特別功労表彰の候補者は、次のいずれかに該当する者(国又は地方公共団体の職員を除く。)とする。

　 　　　ア　精神障害者家族会、断酒会その他精神障害者の社会復帰の促進を図るこ　　　　　とを目的として設立された県内の団体(以下｢精神保健福祉関係団体｣と　　　　　いう。)　であって、10年以上の活動実績のあるもの。

イ　現に職親である者であって、職親としての活動を10年以上継続しているもののうち精神障害者の社会復帰に特に貢献したもの（団体に限る）

　　　　 ウ　現に精神保健福祉関係団体の役員であって、理事以上の職に10年以上 　在職している50歳以上のもの

エ　現に精神保健福祉関係事業に係るボランティアに従事している者であって、その活動期間が5年以上にわたるもの(個人に限る。)

**（3）表彰基準日**

ア　表彰候補者の推薦にあたっては、毎年11月1日(以下｢基準日｣とい　　　　　　う)現在を基準として、年齢、従事年数等の計算を行なうものとする

イ　永年勤続功労表彰及び特別功労表彰については、前年の基準から当　　　　　　　該年の基準日までの間に退職し、解散し、又は業務等に従事するこ　　　　　　　とを止めた者は、現職とみなす

**2　表彰候補者の推薦手続等**

　　　永年勤続功労表彰及び特別功労表彰の候補者の推薦は、次のとおりとする。

（1）　………　各保健所長、各精神科病院長、本協会所属の長及び本協会理事

（2）　………　別紙のとおり（厳守のこと）

（3）　………　別紙のとおり

（4）推薦上の留意事項

　　　　　ア　推薦者は、推薦する候補者が複数いるときは、必ず優先順位をつけ ること

　　　　　イ　推薦者は、候補者選考にあたってその推薦内容のみならず、候補者の人格などについても考慮のうえ推薦すること